（消防組織法の一部改正）

第三条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十一号中「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）」を「、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の四の次に次の一号を加える。

十四の四の二　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

（政令への委任）

第五条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

政　令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「那覇市」を「那覇市　枚方市」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

2　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、枚方市」を削る。

（地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部改正）

3　地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

「吹田市　枚方市」を「吹田市」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十一号

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

「松江市」を「松江市　佐賀市」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十二号

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年十二月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三